

目的

- ・医療・介護連携の強化
- ・主治医意見書作成の負担軽減

主治医意見書の作成に有効な情報を補完する資料

- ・ケアマネジャーが、被保険者の日頃の生活状況や心身の変化等で主治医と共有しようと思う情報について、主治医意見書作成のタイミングに合わせて主治医（医療機関）へ提出するもの。
- ・必ず主治医意見書に反映されるものではない。

提出方法等

- ・提出者 担当ケアマネジャー
（本人、ご家族からの同意が必要）
- ・提出時期 要介護認定申請の数日前～当日
- ・提出方法 郵送もしくは持参
- ・提出先 主治医（医療機関）

※提出された予診票は、医療機関の判断にて保管、処分をお願いします。

提出の要件

ケアマネジャーが必要と判断したケースのみ提出

- ・主治医が日頃の状況を把握することが難しい
（初診から日が浅い 等）
- ・主治医が状態の変化を把握することが難しい
（通院間隔が長い、急に認知症が進んだ 等）
- ・主治医が正確な情報を得るのが難しい
（状態が不安定、認知症で家族の受診介助がない 等）
- ・生活機能の低下につながる事象が生じた
（家族構成の変化、転居 等）
- ・在宅医療、介護、緊急入院等の迅速な対応が予見され、主治医と緊密な関係を構築する必要がある
ほか

※ケアマネジャーが直接主治医への提出を希望する場合は、予約等が必要かどうか事前に確認をお願いします。